

平成15年度景観条例・景観政策に関するアンケート調査集計結果

群馬大学社会情報学部政策過程論研究室

本調査は、平成15年度科学研究費研究の一環として、2004年3月に当研究室が47都道府県を対象に郵送法により実施した。回収率は93.6%（44自治体）。内訳は条例制定済県が25、未制定県が19である。質問票は4部に分かれ、Ⅰ（景観政策一般）は条例制定の有無に関わらず全都道府県対象、Ⅱ（条例制定過程）及びⅢ（条例執行過程）は条例制定済県対象、Ⅳ（条例制定予定等）は未制定県が対象の設問とした。以下に、質問文と回答の単純集計結果をまとめた。

Ⅰ 貴自治体の景観政策一般についてお尋ねします。 N=44

以下では、特に断らない限り、該当する番号をひとつだけ選んで、丸で囲んでください。

1 景観の保全、形成等に関する業務（景観業務）を所管する組織がありますか。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1 景観業務を主な所管とする課がある | 6 |
| 2 専任の課はないが、景観業務を主な所管とする係がある | 9 |
| 3 専任の係はないが、景観業務を主な担当業務とする職員を置いている | 10 |
| 4 主な担当業務ではないが、景観業務を担当業務とする職員がいる | 19 |

2 景観政策に関する市区町村との役割分担はどのようになっていますか。

- | | |
|--|----|
| 1 景観政策は基本的に市区町村の役割であり、県（都道府）はそのサポートに徹している。 | 12 |
| 2 広域的な景観形成・保全は県（都道府）の役割、それ以外は市区町村の役割との区分をしている。 | 15 |
| 3 自主的に取り組む一部の市区町村を除き、（事実上）県（都道府）の役割として実施している。 | 15 |
| 4 その他（具体的に： _____） | 1 |

NA=1

3 市区町村から景観保全・形成に関する相談を受けますか（回答される方がご存知の範囲で結構です）。

- | | | | |
|--------------------|----|------------|----|
| 1 受ける（年 _____ 件程度） | 27 | 2 受けたことはない | 17 |
|--------------------|----|------------|----|

3-2 3で1と答えた方にお尋ねします。相談はどんな内容ですか。該当するものすべてに丸をしてください。

- | | | | |
|---------------------|----|--------------------------|----|
| 1 市区町村独自の条例の制定について | 13 | 2 景観を損なう建築・開発行為への対処法について | 11 |
| 3 県（都道府）・国の補助制度について | 15 | 4 その他（具体的に： _____） | 7 |

4 市区町村の条例について、どのような姿勢で臨んでいますか。

- | | | | |
|---------------------|----|------------------------|---|
| 1 独自の条例を制定するよう勧めている | 27 | 2 県（都道府）条例を利用するよう勧めている | 0 |
| 3 特定の方針はない | 15 | 4 その他（具体的に： _____） | 1 |

NA=1

4-2 市区町村による景観保全・形成のための県（都道府）独自の補助事業を実施していますか。

- | | |
|------------------------------------|----|
| 1 している（事業名： _____ 予算額：約 _____ 百万円） | 12 |
| 2 していない | 31 |

NA=1

5 他の自治体の景観担当部局（担当者）と情報交換する場はどのぐらいありますか。該当するものすべてに丸をつけ、名称及び大まかな開催頻度をお答えください。

- | | |
|--|----|
| 1 全国的な会議（名称： _____ 頻度： _____ 回／年） | 39 |
| 2 地域ブロックの会議（名称： _____ 頻度： _____ 回／年） | 40 |
| 3 県（都道府）内市区町村との会議（名称： _____ 頻度： _____ 回／年） | 19 |
| 4 特定の自治体との定例会合（相手名： _____ 頻度： _____ 回／年） | 3 |
| 5 その他（具体的に： _____） | 1 |

6 景観担当職員の方が参加される庁外の研究会等があれば、該当するもの**すべてに丸を**してください。

- 1 景観関係の学会（学会の名称： _____） 0
- 2 自主研究グループ等の私的な集まり 5
- 3 出身校の研究室・指導教官などがつくる勉強会 0
- 4 その他（具体的に： _____） 4
- 5 特にない 33

7 景観政策に関する情報収集を行っていますか。

- 1 担当する業務の一環として、日常的に行っている 22
- 2 課（係・班）で対応すべき課題がある場合に行っている 16
- 3 たまたま重要な情報に出会ったときなどに詳しく調査する 3
- 4 特に行っていない 3

7-2 7で1～3に丸をつけた方に伺います（以下、7-4まで同じ）。それ以外の方は、8にお進みください。そうした情報は、主にどこから得ていますか。**三つまで**お選びください。

- 1 新聞 27
- 2 雑誌（雑誌名： _____） 6
- 3 専門書・学術書 3
- 4 ホームページ 33
- 5 他の都道府県の担当者 16
- 6 国の担当部局 17
- 7 学会や審議会などの研究者 2
- 8 出身校の指導教官や同窓生 0
- 9 コンサルタント 2
- 10 担当者の参加する研究会・勉強会 4
- 11 市区町村の担当者 4
- 12 その他（具体的に： _____） 3

7-3 7-2で選んだ情報源の番号を、最も重要なものから順に記入してください。

第1番目に重要な情報源： _____ 第2番目に重要な情報源： _____ 第3番目に重要な情報源： _____

	1			2			3			4			5			6			7			8			9			10			11			12		
順位	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
件数	6	10	9	0	3	30	0	3	12	10	9	5	5	5	5	6	7	3	2	0	0	0	0	0	1	0	1	3	1	0	1	2	1	3	0	0
合計	25			6			3			31			15			16			2			0			2			4			4			3		

7-4 そうした情報源を通じて収集する情報は、主としてどのようなものですか。**三つまで**お選びください。

- 1 景観政策に役立つ技術的手法 18
- 2 景観政策に役立つ法律的手法 17
- 3 国等の補助事業や新たな政策動向 30
- 4 他の都道府県の施策や動向 34
- 5 住民の要望 2
- 6 学会の動向 0
- 7 外国の事例 0
- 8 県（都道府）内の市区町村の施策や動向 12
- 9 その他（具体的に： _____） 0

8 景観の保全、形成等を目的とした政策について、参考にしたい自治体や注目している自治体があれば、挙げてください。

(末尾にまとめて集計)

8-2 国土交通省による仮称「景観法」の検討に際して、同省からの照会等を受けましたか。該当するものすべてに丸をつけてください。

- 1 ない 18 2 本県（都道府）の政策について照会があった 23
 3 県内の市区町村について照会があった 17 4 同省に赴いて本県（都道府）政策の説明をした 1
 5 その他（具体的に： _____） 5

11 条例制定過程に関してお尋ねします（条例を制定されていない場合、IVにお進みください）。 N=25

回答者ご本人が条例制定当時の事情をご存知であるか、ご存知の方にご確認いただける場合にのみ、ご回答ください。そうでない場合、設問IIIにお進みください。

- 9 景観条例の検討を始める前には、差し迫った景観破壊又はそのおそれがありましたか。
 1 あった 4 2 なかった 10 NA=11

10 単なる調査・研究ではなく、**条例制定を前提とした**景観条例の検討は、どのように始められましたか。（審議会等の答申がきっかけの場合、審議会等への諮問がどのようになされたかお答えください。）

- 1 担当課から知事へ具申した 0 2 知事から担当課へ指示があった 9
 3 担当課で判断し、事務的に進めた 4 4 その他（具体的に： _____） 0 NA=12

10-2 その直接のきっかけとなったのは何でしたか。（9でお尋ねした「景観破壊」は除きます。）

- 1 住民からの働きかけ 0 2 議会での質問、陳情・請願の採択 0
 3 他の都道府県の条例制定 3 4 国からの指導 0
 5 マスコミの報道 0 6 国の補助事業の実施（事業名： _____） 0
 7 県（都道府）内市区町村の条例制定 0 8 その他（具体的に： _____） 7 NA=15

10-3 そのきっかけは、いつ頃起りましたか。 _____年____月頃

11 条例制定に至るために、解決するのが最も困難だった課題は何ですか。**最大で三つまで**お選びください。

- 1 国の制度との関係（法律への抵触）の解決 1 2 住民合意を得ること 1
 3 庁内の合意を得ること 9 4 実効性のある条例案の策定 8
 5 独自性（わがまちらしさ）を出すこと 7 6 執行のための財源・予算の確保 2
 7 国等の関係機関との調整 3
 8 その他（具体的に： _____） 0

11-2 11で選んだ課題の番号を、最も困難なものから順に記入してください。

最も困難な課題： _____ 第2番目に困難な課題： _____ 第3番目に困難な課題： _____

	1			2			3			4			5			6			7			8		
順位	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
件数	0	1	0	1	0	0	4	4	1	2	3	3	2	3	2	1	1	0	3	0	0	0	0	0
合計	1			1			9			8			7			2			3			0		

12 条例を検討するために参考にした自治体はありましたか。ある場合、その自治体名を列記してください。

- 1 ある 11 （自治体名： _____
 2 ない 0 _____

NA=14

（末尾にまとめて集計）

12-2 12に挙げた自治体のどの点を参考にしましたか。該当するものすべてに丸をしてください。

- | | | | |
|--------------------|---|-----------|----|
| 1 検討のきっかけとして | 5 | 2 条例の条文 | 11 |
| 3 条例の制定過程（検討の手順など） | 5 | 4 条例の執行状況 | 4 |
| 5 その他（具体的に： _____） | 0 | | |

12-3 参考にした自治体の情報はどのようにして入手しましたか。該当するものすべてに丸をしてください。

- | | | | |
|----------------------|---|-----------------------|---|
| 1 電話による照会 | 7 | 2 郵便によるアンケート・条文等資料の請求 | 9 |
| 3 電子メールによるアンケート・資料請求 | 0 | 4 ホームページの閲覧による条文の入手 | 3 |
| 5 視察 | 4 | 6 国の機関からの紹介 | 0 |
| 7 コンサルタントを通じて | 1 | 8 新聞 | 0 |
| 9 雑誌（雑誌名： _____） | | | 0 |
| 10 その他（具体的に： _____） | | | 1 |

III 条例の執行状況についてお尋ねします（条例を制定している場合）。N=25

13 特に景観を保全・形成すべき地域（モデル地区、景観形成地区等）を指定していますか。

- | | | | |
|---|----|------------------|---|
| 1 指定済（指定時期： _____年____箇所、 _____年____箇所、 _____年____箇所） | 16 | (2を含む) | |
| 2 指定予定（指定予定時期： _____年____月____箇所） | 0 | | |
| 3 条例に制度はあるが、指定していない | 8 | 4 そのような制度を設けていない | 1 |

14 住民の間の景観協定の締結（又は知事による認定）を行った地域はありますか。

- | | | | |
|--|----|------------------|---|
| 1 ある（締結又は認定時期： _____年____箇所、 _____年____箇所、 _____年____箇所） | 12 | | |
| 2 条例に制度はあるが、締結・認定していない | 7 | 3 そのような制度を設けていない | 6 |

15 次の建築行為等の届出件数は年間何件ぐらいありますか。

- ・ 大規模建築物等（景観に影響を与える建築物等を含む） _____件／年 程度
- ・ 景観形成地区等の指定地域内の新築・改築等 _____件／年 程度

16 条例の執行を市区町村に任せていますか。該当するものすべてに丸をしてください。

- | | | | |
|-----------------------|---|----------------------|----|
| 1 すべて本県（都道府）の機関でやっている | 8 | 2 届出等の受理を任せている | 14 |
| 3 届出等に係る行為の指導を任せている | 5 | 4 景観を阻害する行為の指導を任せている | 1 |
| 5 その他（具体的に： _____） | | | 3 |

16-2 16で1以外に丸をつけた方にお尋ねします。執行を任せている市区町村はどこですか。 N=15

- | | | | |
|-----------------------|----|--------------------|---|
| 1 すべての市区町村 | 10 | 2 特定行政庁となっている市区町村 | 2 |
| 3 一定規模以上（2以外の基準）の市区町村 | 0 | 4 その他（具体的に： _____） | 3 |

17 公共事業に関する景観指針への配慮の要請が国の機関に受け入れてもらえないことはありますか。

- | | | | | | | | |
|----------|---|---------|---|------|----|-------------|---|
| 1 しばしばある | 0 | 2 たまにある | 2 | 3 ない | 14 | 4 要請する制度がない | 8 |
|----------|---|---------|---|------|----|-------------|---|

NA=1

条例を制定している都道府県の方は、これで終わりです。ご協力ありがとうございました。

IV 条例を制定していない県（府）の方にお尋ねします。N=19

18 これまで景観条例を制定してこなかった理由は何ですか。

- | | | | |
|---------------------------|---------------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 1 景観は条例での規制になじまないから | <input type="text" value="0"/> | 2 他に優先すべき政策分野があるから | <input type="text" value="3"/> |
| 3 景観政策は市町村の仕事だから | <input type="text" value="10"/> | 4 庁内の合意が得られる見通しが無いから | <input type="text" value="0"/> |
| 5 住民合意が得られる見通しが無いから | <input type="text" value="0"/> | 6 他の自治体の条例が効果を上げていないから | <input type="text" value="0"/> |
| 7 条例を求める働きかけが無いから | <input type="text" value="2"/> | 8 景観破壊のおそれがないから | <input type="text" value="0"/> |
| 9 現在の制度で十分だから（特に役立っている制度： | | | <input type="text" value="0"/> |
| 10 その他（ | | | <input type="text" value="2"/> |
- 無効 2

19 今後、条例を制定する予定・見込みはありますか。

- | | | | |
|-------------------|--------------------------------|------------------|--------------------------------|
| 1 平成_____年度制定見込み | <input type="text" value="1"/> | 2 現在検討している | <input type="text" value="2"/> |
| 3 景観法の成立を待って検討したい | <input type="text" value="8"/> | 4 今のところ検討する予定はない | <input type="text" value="6"/> |
| 5 その他（ | | | <input type="text" value="1"/> |

ご協力ありがとうございました。記入漏れがないかをご確認のうえ、同封の封筒でご返送ください。

8及び12集計結果 条例制定時及び日常の県からの相互参照の対象

12制定時参照先	票	8日常参照先（県）	票	8日常参照先（市）	票
		福岡県、長野県	5		
		兵庫県	4		
東京都、滋賀県	3	北海道	3	川越市、京都市、北九州市 金山町、小布施町	3
山梨県、広島県 兵庫県、福岡県、熊本県	2	長崎県	2	倉敷市、神戸市、下関市	2
岩手県、福島県、埼玉県 富山県、岡山県、島根県 沖縄県	1	青森県、福島県、東京都 石川県、富山県、滋賀県 大阪府、島根県、高知県 熊本県	1	盛岡市、国立市、横浜市、鎌倉市 横須賀市、真鶴町、名古屋市 須崎市、長浜市、彦根市、姫路市 湯布院町	1
合計	23	合計	29	合計	33

* 調査にご協力いただいた皆様に感謝いたします。

* 本調査報告を引用される際は、「平成15年度科学研究費研究・地方政府のイノベーション研究（研究分担者：群馬大学助教授・伊藤修一郎）」と記していただきますようお願いいたします。